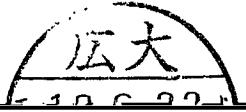


18文科振第97号
平成18年6月1日

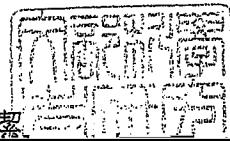
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 短 期 大 学 部 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長

各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
国 立 教 育 政 策 研 究 所 長
科 学 技 術 政 策 研 究 所 所 長
文 部 科 学 省 所 管 の 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 所 管 の 公 益 法 人 の 長



文部科学省研究振興局長

清水



研究機関等における

前文

地球上の生物の生命活動、課題の解決にとって極めて重要な動物愛護の観点から、「適」のため、研究機関等に日文部省学術国際局長通知及びその適正な運用に努め、するため、動物実験等が実施されるべきであるが、これまで、従前から「方等に基づき、動物実験等の実施にあたるところであるが、これからいくものと考案され、愛護及び管理に関する理念であるいわゆる動物に苦痛を与える

動物実験等の実施に

学的に理解することであり、動物実験等を行わなければならぬことは、従前から「方等に基づき、動物実験等の実施にあたるところであるが、これからいくものと考案され、愛護及び管理に関する理念であるいわゆる動物に苦痛を与える

。)に関する
きる限り動物
の目的を達成す
とをいう。)

このよう

ならず、動物

動物の飼養基

準」という。

ことがより

このよう

の実施に関し

第1 定義

この基

る。

(1) 動物

ること

(2) 実験動物 動物実験等のため
鳥類及び^は爬虫類に属する動物を
いう。

(3) 研究機関等 次に掲げる機関
研究を実施するものをいう。

- ① 大学
- ② 大学共同利用機関法人
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学省の施設等機関
- ⑤ 独立行政法人（文部科学省
が所管するものに限
く。）
- ⑥ 民法（明治29年法律第89号
の） 第34条の規定によ
る。

(4) 動物実験計画 動物実験等の
実施に関する計画を
を実施する者をいう。
施者のうち、動物実験

(5) 動物実験実施者 動物実験等
の実施する者をいう。
施者のうち、動物実験

第2 研究機関等の長の責務

1 研究機関等の長の責務

研究機関等の長は、研究委員会の設置、2に規定の結果の把握その他動物実験の適正な実施のために必要な措置

2 機関内規程の策定

研究機関等の長は、法、規則。以下同じ。)の規定をもとに、動物実験計画等を定めた規程

3 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験計画について動物実験の結果

4 動物実験計画の実施の結果

研究機関等の長は、動物実験の結果に応じ適正な動物実験

第3 動物実験委員会

1 動物実験委員会の設置

機関等における動物実験等の実施に関する機関内規程の策定、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

養保管基準、基本方針その他の動物実験施設の整備及び管理(以下「機関内規程」という。)を

実験等の開始前に動物実験責任者に重委員会の審査を経てその申請を承認の把握

実験等の終了の後、動物実験計画の実施のための改善措置を講ずる

研

2 動

動

① 4

る

報

② 4

う、

動

③ 4

そ、

3 動

動

① 4

う、

② 4

そ、

③ 4

科

第 4 動

1 科

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施すること。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

① 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

② 実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

③ 苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限

度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方

法によつてすること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること

2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある事項に配慮すること。

① 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等は周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際及び施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の意を払うこと。

② 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないために、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。

③ 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

第5 実験動物の飼養及び保管

物実験等を実施する際には、次に

等又は人の安全若しくは健康を確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

動物実験等を実施する際の実験点及び動物の愛護の観点から適切

第6 その他

1 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験
実施者等」という。)に対し
するために必要な基礎知識の修

上を図るために必要な措置を講

2 基本指針への適合性に関する

研究機関等の長は、動物実験
における動物実験等の基本指針
点検及び評価の結果について、
。

3 情報公開

研究機関等の長は、研究機関
等に関する点検及び評価、当該

物の飼養及び
実施すること

施者及び実験
動物実験等の
を目的とし
ること。

己点検・評価
の実施に関する
の適合性に
該研究機関等

における動物
研究機関等以

の状況等) を
表すること。

附則

この基本指針は

毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配布その他の適切な方法により公
表すること。

平成18年6月1日から施行する。

